

日本国広島県と中華人民共和国四川省との 経済等分野における友好交流を強化することに関する協議書

日本国広島県と中華人民共和国四川省は1984年9月17日に友好提携を締結して以来、農業、工業、貿易、環境保護、科学技術、文化教育、観光など広い分野で成果に富んだ各種交流を行ってきた。

これを土台とし、両県省の経済発展と共栄に努めるため、双方は日中両国の関連法規を遵守し、経済分野を中心として、交流と協力をより強化することに同意し、次のとおり、協議書を締結する。

一、双方は積極的に貿易分野の交流を推進するとともに、双方の企業が双方向の投資と貿易において協力を強化することを奨励し、支援する。

二、広島県が県内企業の四川省進出を支援するため、四川省内に支援窓口を設置する際、四川省は相応のサポートと必要なサービスを提供する。

三、双方は積極的に環境保護分野の交流を推し進め、特に人材育成と技術交流において協力を進めると同時に、環境保護関連の双方の企業間の協力プロジェクトを奨励し、支援する。

四、双方は両県省の観光産業の発展に向け、更なる観光交流と協力を進めることとし、相互に情報を共有するとともに、観光市場の開拓に努める。

五、双方は友好交流事業の持続的発展を確保するため、共に人材育成に尽力し、産業人材及び留学生等の人的交流を促進する。

六、双方は知的財産権の保護分野において必要な取組を行う。

七、双方は経済分野の友好交流と協力を進める過程において、密接な連絡を保つため、次の部署を連絡窓口として指定する。

広島県：広島県商工労働局

四川省：四川省人民政府外事弁公室

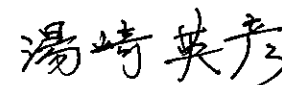
八、本協議書に関する事項について、双方の担当部署等が協議の上、具体的な文書を取り交わすことを妨げない。

九、本協議書に定める事項は、必要に応じて双方が協議を行い、合意のもと改訂することができる。

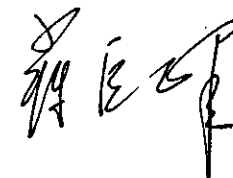
十、本協議書は、同等の効力を有する日本語文と中国語文で一組として各2通作成する。

本協議書は双方の代表が署名をした日から効力を生ずる。

日 本 国
広 島 県
知 事



中 華 人 民 共 和 国
四 川 省 人 民 政 府
省 長



2011年8月23日成都にて